

阿波地域の公共施設における トライアル・サウンディング

実施要項



令和元年11月

岡山県津山市

目 次

1. トライアル・サウンディングの目的	・・・2
2. 実施方針	・・・2
3. 期待される効果	・・・2
4. 民間事業者のメリット	・・・3
5. トライアル・サウンディングの流れ	・・・3
6. スケジュール	・・・4
7. 提案の要件等	・・・4
8. 留意事項	・・・5
9. 提案申請方法	・・・6
10. 事業実施にあたって	・・・7
11. 申込先・連絡先	・・・7
【巻末資料】施設概要	

1. トライアル・サウンディングの目的

今年度、本市では、阿波地域の公共施設について効果的な利活用を図るため、民間事業者等の皆様から、市場性の有無やアイデア、事業参入の可能性など対話によるサウンディング型市場調査を実施したところです。

今回、阿波地域への民間活力導入に向けて、収益性や市場性等をより詳細に把握し、さらに具体的な事業の検証を行うため、「トライアル・サウンディング」を実施します。

なお、トライアル・サウンディングとは、民間事業者に検証対象となる公共施設を暫定的に使用してもらい、民間事業者の提案事業を試験的に実施する機会を提供するものです。

2. 実施方針

(1) 実施方針

(ア) 阿波地域の公共施設を利活用した事業実施に向け、潜在的な需要や市場性を把握するため、試験的な事業（以下、「試験事業」という。）を行うこととします。

(イ) 暫定使用期間中における一時的な営利のみを目的とせず、阿波地域における民間活力の導入（公民連携事業）に繋がる試験事業の提案を求めることとします。

(2) 対象施設

阿波こぶしアリーナ

阿波児童館

阿波農産物加工施設

詳細は別紙「対象施設の概要」をご参照ください。

3. 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できると考えています。

- ・ 早い段階で市場性を確認できて、幅広い検討や早期の課題発見が可能になります。
- ・ 公共施設を利活用した地域ならではの事業参入の誘発につながります。
- ・ 民間事業者からの提案による、公有資産の魅力・アピール力の向上につながります。
- ・ 民間事業者の事業内容と地元地域の相性などを確認することができます。
- ・ 民間活力による効果を、地域住民等に実感してもらおうことができるとともに、今後の公民連携事業を盛り上げる機運となります。

4. 民間事業者のメリット

- ・事前に本市の意向や、公共施設の使用における留意事項や課題などの情報を把握でき、今後の阿波地域における公民連携事業への参加の判断材料が得られます。
- ・民間事業者による提案が本市や阿波地域においての需要やコンセプトにマッチングしているか確認することができます。
- ・立地、使い勝手、必要な設備、投資額の感触をつかむことができます。
- ・本格運営ではなく短期間での実施により、リスク負担が少なく参入できます。
- ・収益性など、市場ニーズを確認することができます。

5. トライアル・サウンディングの流れ

1	事前相談・現地調査	申請に係る資料作成のため、事前相談を受け付けます。 事前相談申込書及び現地調査申込書により随時実施します。
2	試験事業の申請	公共施設等を活用し、暫定的に試験事業を行いたい民間事業者等は、実施したい内容について、提案書類を作成し、当該書類を本市に提出することにより申請します。 提案時には、9.提案申請方法(1)書類提出に示す(ア)～(オ)の書類を提出してください。
3	提案審査及び 暫定利用者の決定	提案内容を市で審査することとし、必要に応じてヒアリングを行います。また、当該審査によって試験事業を実施する事業者(以下、「暫定利用者」という)を決定します。
4	事前協議	審査の結果、暫定利用者となった者は、財産活用課と施設所管課との間で、試験事業の実地に必要な条件等を確認するための事前協議を行います。
5	試験事業の実施	暫定利用者は提案の内容及び事前協議による取り決めに基づき、試験事業を実施します。(提案内容によっては施設使用料を減免する事ができます。)施設所管課に行政財産使用許可申請書及び減免に関する申請書を提出し、許可を得てください。 実施期間は最短1ヶ月～令和2年3月31日までとします。
6	試験事業の報告	暫定利用者は試験事業終了後に市に対してすみやかに実績報告書を提出してください。 加えて、実績報告書の内容をもとにヒアリングを行います。

6.スケジュール

内 容	日 程
実施要項の策定・公表	令和元年11月28日(木)
提案書類作成のための事前相談	令和元年11月28日(木) ～令和2年1月24日(金)
提案書類の提出期限	令和2年1月31日(金)最終受付としま す。
暫定利用者の決定	随時提案の審査を行い決定します。
試験事業に向けた事前協議	暫定利用者が決まり次第行います。
試験事業の実施	提案の内容及び事前協議で定めた期間と します。
実績報告書の提出・ヒアリングの実施	試験事業終了後、速やかに提出してくださ い。

7.提案の要件等

(1) 提案内容の条件

試験事業の提案内容は、以下の事項を遵守するものとします。

- (ア) 阿波地域における民間活力の導入により、収益性のあるビジネスモデルにつながるものとします。
- (イ) 実現可能な事業内容とします。
- (ウ) 地域住民や施設利用者等の安全に配慮するとともに、利便性、サービスの向上が見込まれる内容とします。
- (エ) 他の利用者の施設利用を妨げないこととし、業務に支障をきたさないこととします。
- (オ) 試験事業の実施に当たって、市の財政負担を前提としないこととします。
- (カ) 試験事業の検証において、必要と認められる場合は、実施期間の延長について、協議を行うものとします。また、特に効果の現れた事業においては、来年度以降実施の「津山市公共施設等の利活用に関する民間提案制度」へ移行し、詳細な検討を行うことができます。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- (ア) 政治的または宗教的活動に関する事業。
- (イ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス等を提供する行為。

- (ウ) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。
 - (エ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に関連するもの。
 - (オ) 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動。
 - (カ) その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為。
- (3) 提案者の参加要件
- (ア) トライアル・サウンディングにより試験事業の提案を行う者は、(以下、「提案者」という)提案内容の実施ができる能力(資格)を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体等とします。
 - (イ) 提案者は単独またはグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで応募する場合は、参加表明時に提案者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
 - (ウ) 提案者は、津山市や公共施設の管理者等との協議や調整ができる者であることとし、併せて事業化に向けて提案内容に変更等が生じて柔軟に対応ができる者であることとします。
- (4) 提案者の制限
- 提案の受付期間の最終日において、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
 - (イ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
 - (ウ) 津山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)のほか、また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係性を有する者。
 - (エ) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置(指名保留を含む。)を受けている者。
 - (オ) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税を滞納している者。
 - (カ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。
 - (キ) 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合において、許認可等の条件となる免許を有していない者

8. 留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い・特許権等

(ア) 著作権の取り扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 無断使用の禁止

提案者の提出書類については、提案審査以外で提案者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

(ウ) 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った提案者が負うものとしません。

(3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(4) その他

提案の実施にあたっては、当該施設の現運営事業者及び市所管課と十分協議のうえ行うこととします。

9. 提案申請方法

(1) 書類提出

提案者は、次の書類を事務局へ提出するものとします。なお、行政財産使用許可・使用料の減免に必要となる申請書類については、別途施設所管課に提出してください。

(ア) 事業計画書（任意様式）

以下の事項の記載が必須です。

提案者・事業内容・施設の利用範囲・スケジュール・収支計画

期間は、最短1ヶ月～令和2年3月31日までとします。

各種イベントが重なった場合や各施設の予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。

(イ) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書

(ウ) 納税証明書

(エ) 誓約書

(オ) 提案者等に関する基本事項

(2) 事前相談等

(ア) 事前相談

- ・提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。
- ・事前相談を希望する場合は、事前相談申込書を事務局へ提出し、日程調整を行ったうえで実施することとします。

(イ) 現地調査

- ・提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、現地調査申込書を事務局へ提出し、日程調整を行ったうえで実施することとします。
- ・現地調査にあたっては、施設管理者及び利用者への迷惑を及ぼさないこと、施設運営者に支障のない範囲で行うこととします。

10. 事業実施にあたって

(1) 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行してください。

当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとしします。

(2) 許可証の取り扱い

使用許可書が交付された暫定利用者は、許可書に記載された条件のとおり公共施設を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、事業に必要な使用許可書を携行するようにしてください。

(3) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止することがあります。

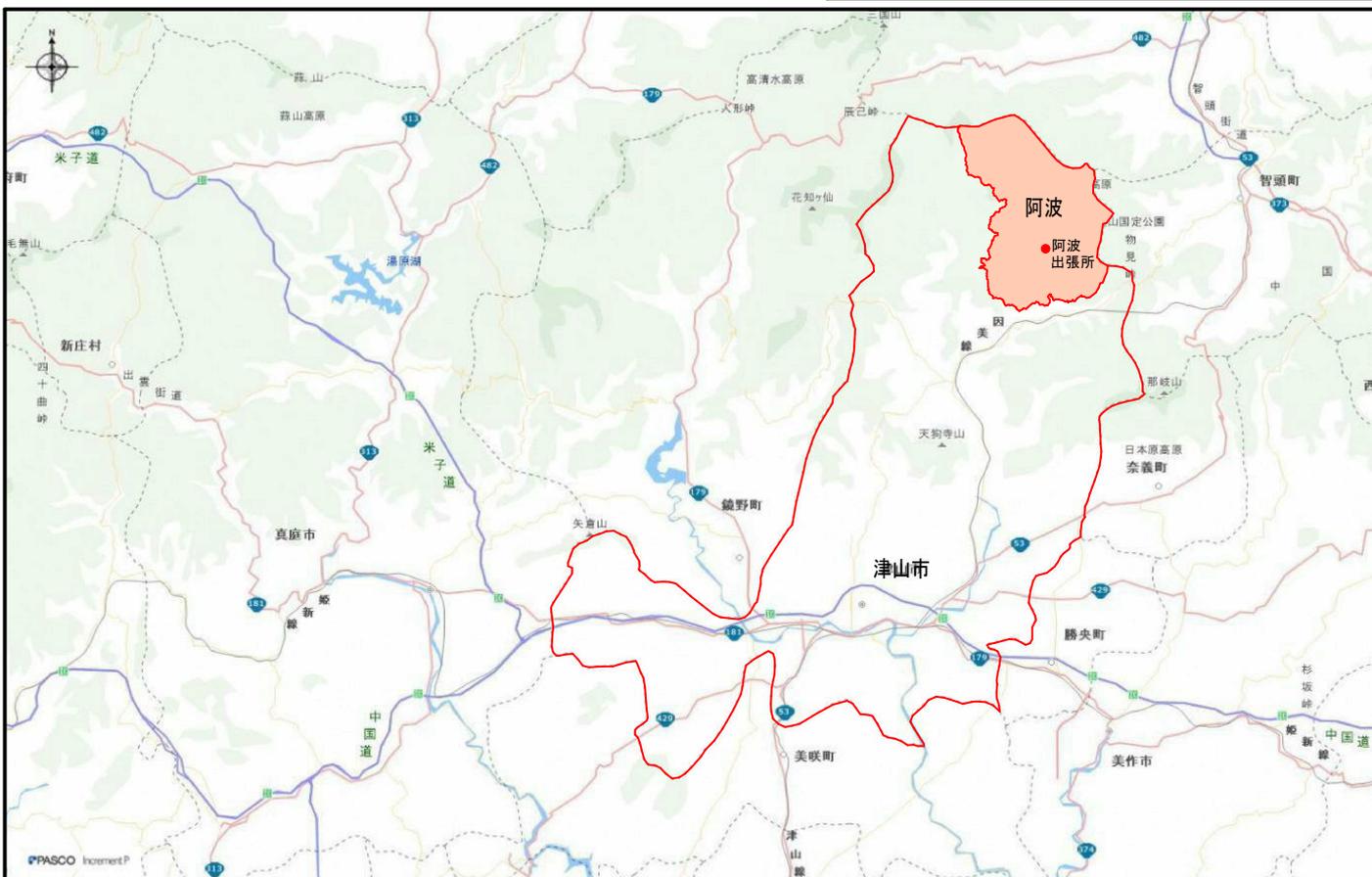
11. 申込先・連絡先

・事務局

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地
津山市 財政部 財産活用課 FM推進係
担当者：久常
TEL：0868-32-2122 FAX：0868-32-2039
Eメール：zaisan@city.tsuyama.lg.jp



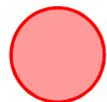
広域位置図：岡山県津山市



位置図：津山市阿波地域

検証対象公共施設 (阿波出張所周辺)

阿波地域



検証対象施設

